

短時間勤務有期雇用職員の休暇の有給化

	年間休暇日数	有給	常勤の日数
年次有給休暇	20日(週5日勤務)、15日(週4日勤務)	○	☆
夏季一斉休業	2日	○	☆
業務上事故による休暇	必要と認められる期間	◎	☆
病気休暇	10日	◎	90日
骨髄移植休暇	必要と認められ得る期間	◎	☆
生理休暇	必要と認められる期間	◎	☆
社会貢献活動のための休暇	1~5日(週勤務日数に対応)	◎	☆
結婚休暇	連続5日	◎	☆
配偶者出産休暇	7日	◎	☆
出産休暇	産前6週間、産後8週間、母子健診	無給	有給
生後1年未満の子の保育休暇	1日に30分2回	◎	☆
育児休暇	子1人で5日、子が2人以上10日	○	☆
介護休暇	介護者1人で5日、2人以上10日	○	☆
忌引休暇	配偶者・父母7日、子5日、祖父母3日など	○	☆
親族の追悼休暇	1日	◎	☆
リフレッシュ休暇	1日	○	3日
災害休暇	7日	○	☆

◎は2020年度より有給化が認められた休暇 ○はこれまでに有給化している休暇
☆は常勤職員と短時間勤務有期雇用職員の休暇日数が同一である

短時間勤務有期雇用職員への手当支給

	支給の有無	支給内容
扶養手当	支給なし	
住居手当	支給なし	
特殊作業手当	○	特定有期雇用職員も対象になる
通勤手当	○	常勤職員と同一
時間外勤務手当	○	常勤職員と同一、125/100
休日出勤手当	○	常勤職員と同一、135/100
期末手当	※	2021年度より

※ 期末手当は今回支給することを決定したが、2021年度より支給される。支給額は予算等の状況により決まる。